

令和5年8月～令和5年11月

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市 市政情報課

はじめに

この冊子は、令和5年8月～令和5年11月に本市へ寄せられた「市への意見・要望」を掲載したものです。

内容につきましては、寄せられた「市への意見・要望」及び回答の要旨となっておりますが、プライバシー保護などのため掲載をしていない御意見・御要望もありますので、御了承ください。

また、時間の経過により現状と合致しないところがある場合がありますので、御留意ください。

令和5年8月～令和5年11月 市への意見・要望

総数 83 通（回答数 57 通・回答不要 26 通）

内容別内訳（第5次総合計画における「政策分野」別に集計）

災害対策・防犯・市民生活……………	5 項目
健康・福祉……………	11 項目
教育・文化……………	13 項目
環境・コミュニティ……………	19 項目
都市基盤・産業振興……………	28 項目
基本構想を実現するために（その他）……………	10 項目

合計 86 項目

※1通で複数の分野にわたる意見・要望があるため、総数とは一致しないことがあります。

担当部署毎集計（総数 83 通の内訳）

市政情報課	1	健康づくり課	6
職員課	3	まちづくり推進課	4
地域づくり支援課	15	みどり公園課	11
産業振興課	1	道路整備課	19
環境推進課	2	議会総務課	1
資源リサイクル課	3	教育総務課	2
総合窓口課	1	教育指導課	3
障害福祉課	1	学校給食課	1
長寿はつらつ課	1	生涯学習・スポーツ課	6
こども未来課	3	中央公民館	4
保育課	3	図書館	2
保険年金課	1	選挙管理委員会	1
		合計	95

※1通に対して複数の部署で回答する必要があるため、総数とは一致しないことがあります。

.....目 次.....

○ 災 害 対 策 ・ 防 犯 ・ 市 民 生 活 P 1

(防災対策、災害時避難所、防犯などに関する意見・要望)

○ 健 康 ・ 福 祉 P 2～3

(健康づくり、子育て支援、高齢者支援、障害者支援などに関する意見・要望)

○ 教 育 ・ 文 化 P 4～5

(学校運営、生涯学習活動、スポーツ活動などに関する意見・要望)

○ 環 境 ・ コ ミ ュ ニ テ イ P 6～7

(彩夏祭、ごみ処理、騒音、路上喫煙などに関する意見・要望)

○ 都 市 基 盤 ・ 産 業 振 興 P 8～10

(道路整備、交通安全対策、公園管理、産業活性化などに関する意見・要望)

○ 基 本 構 想 を 推 進 す る た め に (そ の 他) P 11

災害対策・防犯・市民生活

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月21日	<p>土曜日(午前10時半～11時くらい)に、自宅近くのスピーカーから市のアナウンスで「熱中症への注意喚起」がありました。熱中症という人災へのアナウンスは必要なのでしょうか。猛暑ですが熱中症はあくまで体の症状なので行政の管理ではなく、個人が管理するものではないでしょうか。緊急性の低いアナウンスは今後控えてほしいです。</p>	<p>熱中症への注意喚起を行っている理由としては、熱中症にかかったことに気付かず、手当等が遅れてしまうことで症状がより重症化してしまうこと、また、最悪の場合は死に至ってしまうケースも少なくない、ということがあげられます。特に高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能や体の調整機能等の低下により発症率が高い傾向にあり、また、子どもは体温の調節能力が十分に発達していない等の理由から、周りの人からの声掛け等を行い、気を配る必要があると言われていました。現在、気象庁等が気温や湿度等が高くなると予測した場合、都道府県等に「熱中症警戒アラート」を発表していることから、市では、埼玉県に発表された際に平日、休日にかかわらず、市民の皆様幅広く伝えられる防災行政無線で注意喚起を行っています。</p>	健康づくり課
10月10日	<p>家が小学校の前なのですが、休日の野球、サッカーの練習が行われています。今年になって数回は野球ボールが家の壁や車に飛んできています。ネットを高くするなど対策してほしいです。また、次に、車が凹んだりしたら勿論修理代を払っていただきますし、家に害があればそれも修理して頂くのが当たり前かと思っております。そうならないために、早急に対応してください。</p>	<p>本件を受け、小学校を拠点に活動しています、少年野球チームの代表者に確認をしたところ、過去に試合中の打球やバッティング練習の打球がネットを越えてしまい、車や外壁に当たってしまったとのことでした。今後については、上級生の練習や試合を他施設で行い、当該小学校では4年生以下で活動を行うなど近隣の皆様に御迷惑をおかけしないよう努めるとのことでした。なお、万が一所有物を毀損してしまった場合は、団体の責任で修理するとのことでした。また、防球ネットを高くしてほしいとの要望については、担当課に伝えましたが、財政上早急の対応は難しいとのことでした。</p>	生涯学習・スポーツ課 教育総務課
10月10日	<p>三原の星の森児童遊園地付近にて連日大量のスズメバチを目撃します。目の前の三原どろんこ保育園の園児たちも遊んでいる場所なのになぜずっと放置されているのでしょうか。巣が見つからないなら探して駆除してください。</p>	<p>電話での回答 以下5点を伝えました。 ・星の森児童遊園地内にはスズメバチの巣がないこと。 ・巣が見つからないと市では対応できないこと。 ・巣の位置が民地であれば、土地所有者での対応になってしまうこと。 ・今後も看板とパトロールで現場を注視すること。 ・巣を見つけたら御連絡をいただきたいこと。</p>	みどり公園課
11月20日	<p>仕事帰りと思しき人たちが、朝霞台駅・北朝霞台駅周辺の至る所で、タバコを吸っています。朝霞台駅南口にあるコンビニ横のダイチャリの駐輪スペース、北朝霞台西口側のロータリー付近、北朝霞台東口側広場のベンチとその周辺もそうです。北朝霞台東口側のベンチでは、特に外国人が毎日喫煙・飲酒をしています。喫煙場所以外の場所で吸っている人は相当増えています。見回りと注意喚起をお願いできませんでしょうか。また、朝霞台駅東口側に掲示してあるポスターのスペルが誤っていると思います。直した方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>今回御指摘いただいた朝霞台・北朝霞台周辺については、職員が路上喫煙禁止地区を改めて巡回し、路面シート等の啓発物の劣化したものを新しく交換しました。朝霞台駅南口にあるコンビニ横のダイチャリの駐輪スペースですが、ここはコンビニの敷地内のため、管理者であるコンビニのオーナー様とお話し、喫煙者に対して引き続き対策を講じてくださるとのことでした。また、御指摘をいただいたベンチについては、喫煙及びポイ捨て禁止の注意書きシールを設置するなどして注意喚起を行っています。なお、朝霞台駅東口の横断幕の誤字について、御指摘をいただきありがとうございました。確認し直ちに撤去しました。</p>	環境推進課 道路整備課

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月14日	<p>現在、朝霞市の一時保育については、利用できる児童の条件に「保育園等に入園していない」というものがありますが、市内の保育園に見学に行くこと、「親の仕事のない時は保育園に預けることができず」との説明を特定の保育園だけでなく、複数の園でそのような話がありました。保育園児の親は子どもを預けてリフレッシュすることが不可能であり、また、この状況は政府が少子化対策として打ち出している「だれでも通園制度」の思想に反していると考えます。一時保育を利用可能とする、もしくは普段預けている保育園に親が休みでも預けることを可能となるよう改善を求めます。</p>	<p>現状は、保護者の休暇などにより、御家庭において保育が可能な場合には、原則、保育園の利用はできないこととなっております。ただし、やむを得ない状況など、個別の事情の場合については、各保育園において柔軟な対応をお願いしていますので、その際は、保育園に相談してください。</p> <p>また、一時保育については、「保育園等に入園していない、満1歳以上就学前までのお子様」等を対象としています。このため、保育園に入所されている児童の、リフレッシュを目的とする一時保育の利用はできないものとなっております。</p> <p>しかし、平日が勤務の週休日の場合、リフレッシュのために保育園の利用を希望するようなケースもあることと思われます。そのような場合については、ファミリーサポートセンターを御利用いただくか、認可外の保育事業所における一時保育の利用等を御案内しています。</p> <p>なお、国の「だれでも通園制度」は未だに制度の詳細が明らかではありませんが、御要望として受け付けます。</p>	保育課
8月15日	<p>朝霞市も带状疱疹ワクチンの助成金制度を導入していただけないでしょうか。</p>	<p>带状疱疹については、現在、法令に定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチン接種する場合は、御本人の希望と医師の判断によって行う任意予防接種とされており、接種費用は、全額自己負担となっております。</p> <p>埼玉県内のいくつかの市や町で、接種費用の一部を助成していることは、把握していますが、現在、国の審議会等において、定期接種化を検討しているワクチンの中に、带状疱疹ワクチンが含まれていることを確認していますので、本市では、この動向を注視しながら、带状疱疹ワクチン予防接種の助成について、調査等を行いたいと考えます。</p>	健康づくり課
8月21日	<p>わくわくどーむのプールにロッカーのキーホルダーの部品と思われるネジが落ちていました。危険ですので、早急にすべてのキーホルダーの点検、交換をお願いします。</p>	<p>御意見をいただいたロッカーのキーホルダー部品については、早急にわくわくどーむの管理運営業者に破損等の状況確認を行うように伝え、必要に応じて部品等の交換を行うよう指示しました。</p> <p>なお、この部品については、プラスチック製のボタン式であることからプール利用時等に負担がかかると外れてしまう可能性もあるため、監視員にこの情報を共有させつつ、今後も安心安全に御利用いただけるように努めていきます。</p>	健康づくり課
9月1日	<p>こども医療費の助成対象について、入院時の食事代の自費負担なしにしてもらいたいです。</p>	<p>こども医療費の入院時の食事療養標準負担額については、本市では市町村民税の非課税世帯を支給対象としています。</p> <p>こども医療費については、埼玉県からの補助金を基に、各市町村がそれぞれの実情を踏まえ、各市町村の財源で上乗せをしています。埼玉県の補助金が未就学児分までとなっていて、それ以外の分につきましては朝霞市の財源で賄っているところです。</p> <p>入院時の食事療養標準負担額の支給対象について、所得制限をなくし、すべての世帯とすることは、新たな財政負担がかかることから、限られた財源の中では、現在のところ大変難しいものと考えています。</p>	こども未来課
9月7日	<p>子どもが大きくなるにつれ生活費(とくに食費)がかさみます。働いても働いてもお金が足りません。子どもが多い家庭に早急に何か対応して頂きたいです。</p>	<p>現在、子育て世帯を支える仕組みとしては、児童手当やこども医療費の支給があります。その他、ひとり親世帯への児童扶養手当等の支給を行っています。</p> <p>また、生活困窮に関する相談窓口は、福祉相談課や生活支援課で、相談に対応しています。</p>	こども未来課

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月19日	<p>子育て支援センターなどの子育て関連施設に勤務するスタッフは、定期的にメンタルケア講座や助産師による講習などを受けるようにできませんか。</p> <p>あなたの子供より大変な子供はいるから、あなたはそこまで大変じゃないと思う等言われましたが、大変かどうかを決めるのは親本人ですし、話を聞いて共感し、労って欲しくて相談しているのに見当違いだなと思います。改善をお願いします。</p>	<p>子育て支援センターでの相談の際に、職員の対応が利用者の方に寄り添ったものではなかったことをお詫びします。</p> <p>保育課においては、子育て支援センターや保育園等の職員を対象とした様々な研修を主催するほか、埼玉県等他機関主催の研修への参加も推奨していることから、改めて職員に対し、よりきめ細かな支援を実施するために、研修への参加を指導していきます。</p> <p>子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場です。子育て支援センターとしては、利用者の皆様に寄り添った対応をしていきたいと考えています。</p>	保育課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月7日	<p>子どもが朝霞第一中学校へ通っています。日々猛暑の中、片道30～40分かけて徒歩で通学しているのですが、この猛暑の中を片道30分歩き、部活し、また猛暑の中を歩いて帰ることを考えると、親として子どもの体が心配でなりません。他県で、通学中の子が熱中症になり亡くなる事が起こっています。朝霞でも、明日にでも起こっても不思議では無いぐらいの暑さです。距離に応じた自転車通学をせめて出来るように検討をお願いします。部活の先生にお願いしても、権限なく早期な対策は出来ないで、市から指示を出すなど、トップダウンでの対策で、早期対応をお願いします。</p>	<p>自転車通学について、市としては、朝霞第五中学校の特認校生徒以外は認めていません。しかし、部活動に関しては、練習試合等では移動距離に応じて自転車を使用するケースもあります。部活動を含めた中学校の体育活動時の熱中症対策については、国や県からの通知を踏まえ、年度当初の校長会議をはじめ気象状況等に応じて継続して指導をしています。今後も登下校時や練習試合などによる移動時においても、 ①自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。 ②なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。 ③部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。 について、各学校へ指示していきます。</p>	教育指導課
8月21日	<p>東京北西部（西東京、清瀬、東久留米など）と埼玉南西部（朝霞、新座）をエリアとする東西野球連盟という組織がありまして、そのエリアにある少年野球チームから選ばれたチームが、この度、少年軟式野球世界大会という大会で初優勝を果たしました。もしよろしければどんな形でも構いませんので、市内の皆様にごこのニュースを知っていただける機会を設けていただけないでしょうか。</p>	<p>本市では、朝霞市民体育賞として、本市のスポーツ普及発展に寄与された方のうち、各種大会で基準を満たしている選手を表彰しています。御紹介いただいた少年軟式野球大会は国際大会ですので、入賞（第6位）以上であれば、対象となります。被表彰者については、10月8日（日）に陸上競技場で開催される市民体育祭において表彰させていただくほか、市ホームページでの掲載を考えています。折角の機会ですので、出場された方全員分の申請をしてもらえればと思います。</p>	生涯学習・スポーツ課
8月29日	<p>公民館に切手を置いてほしいです。公民館の前の道路に照明が欲しいです。また、公民館内外灯を太陽光にしてはどうでしょうか。市への意見・要望の用紙が使づらいです。</p>	<p>切手については、郵便局をはじめ、コンビニエンスストア等でも購入することが可能となっています。そのため市内の全公民館で、用意はしていません。次に、ブックポストについては、公民館の休館日や図書室の開室時間前後においても返却できるよう道路に隣接した位置に設置してあります。ブックポスト周辺の照明灯については、ブックポスト前の道路が行き止まりで通り抜けできないため通過交通が非常に少なく、また、隣地に畑があることなどにより照明灯は設置していません。東朝霞公民館正面入口の反対側にある電柱に道路照明等を設置する方向で、前向きに検討していますが、畑付近での照明等設置については、畑の所有者様の同意や、光量設定等の確認事項が必要です。なお、市への意見・要望の用紙については、個人情報保護の観点から、記載した内容が見えないよう糊付けができる様式にしています。</p>	中央公民館 道路整備課 市政情報課
9月1日	<p>猛暑の中で、子どもたちの命を守る取り組みをお願いします。朝霞市第十小学校では、猛暑で熱中症アラートが出ていても屋外で体育をする、木曜日は1年生だけで13時に下校させるなど、とても危険に思います。その他の学年についても、猛暑で下校することがあったため、放課後の空き教室を利用して、下校時間を少しでも遅らせるなどの取り組みを御検討頂けませんか。また、「登下校中に、熱中症でお友達が倒れた時、どう行動すべきか」という指導を、どうか迅速に児童にむけて周知して頂けませんか。</p>	<p>熱中症警戒アラートが出ていても屋外で体育をすることについては、アラート発令時は屋外での体育は実施していません。木曜日に1年生を13時に下校させたことについては、下校時刻は事前に保護者へ伝えてあるので、お迎えされる保護者もいました。今後は、必要に応じて学校に応援団など地域への協力依頼も考える必要があると考えています。猛暑の中の下校については、暑さだけによる下校時刻の変更は現状対応しにくいです。気温が下がる時刻となると夕方遅い時間になるので現状では難しいと考えています。登下校時に熱中症でお友達が倒れた時の対応については、一斉下校等を通して、緊急時にSOSを出せる「青少年を守り育成する家」の位置を確認するようにしています。これからも継続的に指導していきます。</p>	教育指導課
9月15日	<p>朝霞市市民体育振興奨励補助金について、書類がそろわないことが原因で支給されないことがあります。資料がなくても記録があれば対応することはできないのでしょうか。</p>	<p>本市としては、補助対象大会のメンバーに入っていることの確認と併せて、予選を勝ち抜いたトーナメント表や賞状、選考として協会からの推薦書等、本人が補助対象大会に出場できることが客観的に書類で確認できて、初めて補助金が支給できることとしています。公金による補助であることを御理解ください。</p>	生涯学習・スポーツ課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月31日	青葉台公園、内間木公園のテニスコート早朝利用(6:30~8:30)を冬季も実施してほしいです。	青葉台公園テニスコート及び内間木公園テニスコートにつきましては、3月から9月の期間において午前6時30分からの早朝利用が可能となっております。その理由としましては、使用開始時間に日が出ていないことで、まだ薄暗い場合があること、また、早朝であるとコートが凍結していることがあり、安全に利用できない可能性があるためです。しかし、御提案のとおり勤務形態の変化により新たに利用される方が見込めますことから、今後、安全に御利用いただける期間について調査の上、早朝利用の期間延長について検討していきます。	生涯学習・スポーツ課
11月7日	(1) 図書館で催し物をする際は自習スペースをつぶさない形でできないでしょうか。 (2) 図書館本館以外でも自習できるスペースを増やしてもらえないでしょうか。	図書館法第3条に定める図書館のサービスに、図書館の資料を用いない学習を行う場所の提供までは含まれていないと考えています。したがって、一般的に公共図書館は、自習のための席借りとしての利用よりも、図書資料を用いた閲覧席の提供を優先しています。なお、朝霞市立図書館(本館)では、自習のために訪れた図書館であっても、新たな本との出会いもあるとの考えから、展示集会室の本来の使用がないときに限り、開放しています。また、中央公民館などの公民館の図書室についても、同様に図書の閲覧とともに、御利用できます。このほか、提供できるスペースがあれば、自習のためのスペースを設けることも考えられますが、現状では困難ですので、御理解ください。	図書館
11月20日	市の図書館に勉強できるスペースを増やしてほしいです。現状北朝霞分館では外に2席の勉強スペースがあるが、吹き抜けの前にあるため、特に夏や冬は勉強に適した温度にはなりにくいです。2席というのも不十分だと思います。登録が必要な予約制などにすれば責任が生じて本を読みに来た人の迷惑になることもないであろうし、市民にとってより満足度の高い施設になると思います。	図書館北朝霞分館では、図書館の入口の前に机2台と椅子4脚を設置し、学習など、誰もが自由に利用できるスペースとして開放していますので、利用できます。このほか、図書館本館、中央公民館などの公民館図書室についても、図書館・図書室の資料の使用にかかわらず、利用できるスペースを設けています。なお、これ以上のスペースを確保することは、現状では難しい状況です。	図書館
11月21日	内間木テニスコートの老朽化がひどく、危ないです。1日も早い補修、全面修繕をお願いします。	当テニスコートの修繕の必要性について市としても認識しているところです。部分修繕につきましては、適時行っていますが、根本的な改善には至っていません。全面的な改修については、現在検討を進めているところですので、御理解ください。	生涯学習・スポーツ課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月7日	<p>彩夏祭の近隣住民への配慮は充分でしょうか。交通規制や、シェアサイクルの撤去、バスの運休・減便、また当日の駅の混雑等、生活する者からすると正直迷惑極まりないといき言いがありません。我々が気持ちよく協力できる為の配慮や施策を検討ください。</p>	<p>朝霞市民まつり「彩夏祭」における、打ち上げ花火の中止や、よさこい鳴子踊り等のイベント実施については、朝霞市民まつり実行委員会において、協議し決定しています。</p> <p>なお、いただいた意見については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。</p> <p>市としても、朝霞市民まつり実行委員会と協力・連携し、近隣にお住いの方に御迷惑をお掛けすることが少しでも減らせるよう、対策を検討していきます。</p>	地域づくり支援課
8月7日	<p>花火大会が中止となってしまいました。中止発表とその周知があまりにも後手に回りすぎていると感じます。今回の件については内部でよくよく分析をし、今後の運営をブラッシュアップしていただくことを、強く要望します。</p> <p>公式ツイッターにおける21:11の投稿に、「花火設営の不具合により、中止となりました」とありますが、具体的にどのような不具合があったのでしょうか。「不具合」の内容を御教示ください。（同様の意見 2件）</p>	<p>朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火は、花火設営の影響により、中止となりました。打ち上げ花火を楽しみにされていた皆様には大変な御迷惑をおかけいたしました。</p> <p>打ち上げ花火の中止の経緯については、業者が、打ち上げ花火を2台のフォークリフトでトラックに積み込む作業（作業時間1時間程度）を行っていたところ、2台とも故障してしまったため、人力で積み込む作業（作業時間4時間半程度）に変更したが、予想以上に時間がかかってしまい、開始時刻までに全ての機材等を設営することができなかったものです。</p>	地域づくり支援課
8月7日	<p>彩夏祭の管理が杜撰で驚きました。市はどのくらい運営に関わっているのでしょうか。以下の問題点を列挙します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂埃が舞うのに、青葉台公園には必要なブルーシート等を敷かない。 ・仮設のトイレがあまりに少なすぎる。 ・鳴子踊り導線、場所取りなどはどのように想定されていますか。 ・花火の中止についても公式アナウンスが遅いし、アナウンス自体も不明瞭。周りの道路を封鎖して平気で場所取りをさせるのにあれだけ広い「朝霞の森」は一切開放しないのはなぜですか。開放できない理由をあきらかにしてください。 	<p>朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火は、花火設営の影響により、中止となりました。打ち上げ花火を楽しみにされていた皆様には大変な御迷惑をおかけいたしました。</p> <p>朝霞市民まつり「彩夏祭」における朝霞の森の非開放については、8月5日（土）の打ち上げ花火を実施する際に、埼玉県が定める基準による保安距離内のため閉鎖しています。</p> <p>御指摘のあった朝霞の森の開放については、朝霞市民まつり実行委員会にお伝えします。</p>	地域づくり支援課
8月7日	<p>彩夏祭の花火についてです。</p> <p>開始予定時刻から15分もの間中止のアナウンスがなかった理由を教えてください。もっと早い段階で知らせることが出来たはずですが、また、最初のアナウンスが強風で延期、その後は設備不良で中止と理由が変わったのはなぜですか。</p>	<p>朝霞市民まつり「彩夏祭」の打ち上げ花火の中止に係る当初の強風による延期の放送については、業者からの実施が出来ない旨の連絡が打ち上げ時刻の直前だったため、本部等の現場が混乱し対応が遅れたこと、また各会場の放送設備が独立して、一斉放送できる設備ではなく、当日の連絡が携帯電話中心のため電話がつながりにくく、各会場への連絡時間や内容にずれが生じてしまったものです。</p> <p>また、その後、花火設営の影響による中止の判断に至るまでには、打ち上げ花火の順延を検討していましたが、順延した場合の警備体制が整わないことから、中止の判断をしたものです。</p>	地域づくり支援課
8月8日	<p>彩夏祭の花火の報告書を確認しました。</p> <p>荒天の場合は6日に順延とパンフレットなどにも書いておきながら手配ができていなかったため、もし花火が準備できていて5日に荒天だった場合でも順延できなかったということですね。</p> <p>またフォークリフトが2台とも故障していたというのはおかしな話ですし、それなら近くで手配するなどできなかったのでしょうか。また、何故最初に風の影響で中止と嘘をついたのですか。</p> <p>そして、場内で放送と書いてありますが場内とは一体どこで放送されたのですか。</p>	<p>打ち上げ花火の順延については、朝霞市民まつり実行委員会において、打ち上げ当日の天候を推測し、判断を行います。今回は、実行委員会が警備会社に翌6日に順延した場合の警備員の確保が可能かどうか確認したところ、午後7時時点での要請には応えられないとの回答があったため、延期できなかったものです。今後はより万全な体制が組めるよう、調整していきます。</p> <p>また、フォークリフトの故障により、人力での積み込みに変更した点に関しては、業者側にて、人力に変更しても花火の打ち上げに間に合うと判断したための対応であるということです。</p> <p>場内放送の件については、業者からの実施ができない旨の連絡が打ち上げ時刻の直前だったため、本部の現場が混乱したことや、当日の連絡が携帯電話中心のため、電話がつながりにくく内容にずれが生じたことと伺っています。</p>	地域づくり支援課
8月14日	<p>4年ぶりの花火を楽しみにしていましたが、中止になり大変残念でなりません。そこで、秋に再度花火を打ち上げることを検討してほしいです。</p>	<p>秋の打ち上げ花火の開催についてですが、今年度中の花火の打ち上げに向けて関係機関等と協議を実施することが決定されました。</p> <p>詳細は、決定次第、改めて「彩夏祭」のホームページ等でお知らせします。</p>	地域づくり支援課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月17日	<p>古くなったり、廃油となった食用油の再利用についてなのですが、SDGsの観点からも回収ステーション等の設置、或いは協力してくれるスーパー等を募り、食用油の回収をできないものかと思っています。</p> <p>朝霞市として食用油の回収を推進して再利用に協力してみる考えはあるのか、御回答を頂けたらと思います。</p>	<p>食用油の処分方法は、御認識のとおり固化剤や古紙、古布に染み込ませて、可燃ごみとして集積所へ出していただくようお願いしています。</p> <p>市では、ごみの減量化と再資源化を図るために、家庭から出る食用油の有効活用が必要であることは認識していますが、食用油の回収については種々の課題もあることから現時点では実施していません。</p> <p>なお、埼玉県内の一部自治体では、官民連携により回収した食用油を家畜への飼料やバイオディーゼル燃料としてリサイクルするなどの事例もありますので、このような先進事例も参考にしながら今後も調査・研究していきたいと思えます。</p>	資源リサイクル課
10月2日	<p>仲町2丁目のマンションについて</p> <p>昨年度から、当該土地のゴミ集積所について、ゴミの飛散、違う日のゴミ出し、事業系ごみの排出などを目撃し、そのたびに御連絡しておりますが、一向に改善しません。</p> <p>外国の方が民地の駐車場で集まってタバコを吸ったり、酒を飲んだりして、吸い殻やゴミをそのまま投棄するまでになってしまいました。</p> <p>今一度、当該物件管理会社に対して、厳しく指導し収集停止などを含めた毅然とした対応を御検討ください。</p>	<p>市では、以前から当該共同住宅のごみ集積所における分別不良や不適切な排出について認識しています。</p> <p>本集積所に限らず、集積所の管理は利用されている方が行うことになっていて、共同住宅の場合には物件を管理する管理会社が担うこととなります。そのため、その都度、管理会社へ連絡して対応を求めています。連絡を受けた管理会社では、集積所に分別看板を新たに設置したり、入居者への注意等を都度行っているとのことですが、市としても、不適切に排出されたごみ一つひとつに警告シールを貼り付けて排出者へ注意喚起を行って、また、当該物件は外国人が多く居住していることから、外国語のチラシを作成し、入居者全員に配布して注意を促しています。これまででできる限りの対応を行ってききましたが、状況の抜本的な改善には至っておらず、対応に苦慮しているところです。なお、収集の停止については、公衆衛生の確保の観点から実施は難しいものと考えています。</p>	資源リサイクル課
10月23日	<p>ストリートライブで演奏しようとした際に、政治団体がいたため、演奏することができませんでした。</p> <p>1. 当該政治団体の「政治団体だから許可はもらえない」という主張は正しいのでしょうか。移動を求めることはできないのでしょうか。</p> <p>2. 今回のようなケースにおいて、シルバー人材さんに交渉の窓口になっていただくことは酷だと思っています。こちらが引き下がるしかないのでしょうか。</p> <p>3. 今回のようなケースを想定しますと、途中移動を避けるため会場を東口に一本化するのはいかがでしょうか。</p>	<p>まず、駅前広場での許可についてですが、市では、広場内に椅子や机等の固定物を設置する際には政治団体等に関わらず、占用許可申請書の提出を求めています。</p> <p>また、移動を求めることはできないのかという御質問については、広場内の活動によって通行に支障が出ているといった通報があれば、通行者への配慮をお願いすることはありますが、市から活動場所に対して移動を求めたりすることはしていません。</p> <p>次に、シルバー人材センターについて、市職員の連絡先を伝えていて、トラブル時に連絡をするようお願いしていますが、今回のようなケースが起こった場合には市職員が対応を行えるよう、改めて連絡体制を確認・徹底します。また、活動場所の提供をしていますが、他の活動を排除・制限する強制力を持つものではありませんので、対応は調整・交渉となります。</p> <p>最後に、会場については、南口の本田美奈子・モニュメント横で実施することで朝霞市を「音楽のまち」としてPRしたい事業発足時からの目的と、東口は音が籠りやすく御意見をいただくことが多いため、現行の運用に御協力ください。</p>	産業振興課 道路整備課
11月9日	<p>①彩夏祭の開催時期を春か秋に変更してほしいです。</p> <p>②中央公民館のトイレの洋式を増やしてほしいです。</p> <p>③あさかの森とシンボルロードに、トイレと駐車場を十分に完備してほしいです。</p> <p>④ストリートテラスイベントで、ゴミステーションの表示案内をしてほしいです。また、設置数を増やしてほしいです。</p>	<p>彩夏祭の開催については、主催である朝霞コミュニティ協議会が決定するものとなっています。いただいた意見は、市民まつり実行委員会にお伝えします。</p> <p>2点目の中央公民館のトイレについては、1階は全て洋式となっていて、2階及び3階は、男女の個室に各1か所、1階から3階までの多目的トイレは洋式となっています。和式となっているトイレについても、洋式化する方向で進めています。</p> <p>次に、朝霞の森については、暫定的に国と管理委託契約を締結し、管理を行っていますが、契約で撤去が容易ではない構築物は設置できないとされており、トイレは設置できない状況です。また、シンボルロードについては、道路法上の道路として整備していて、トイレや駐車場を整備することは難しい状況です。</p> <p>最後に、「ASAKA STREET TERRACE」でのゴミについては、持続可能な環境にやさしいイベントとしていくために、毎年、来場者に持ち帰るようお願いしていて、今回もゴミ袋を配布していました。イベント開催時のゴミの取扱いについては、ゴミステーションの設置も含めて、主催者であるあさかエリアデザイン会議と検討したいと考えています。</p>	地域づくり支援課 中央公民館 みどり公園課 まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月1日	<p>朝霞台駅北口の武蔵野線高架下にある公衆トイレについて、男性用個室の便座のヒーターが真夏でも入れたままの運用になっています。市の財政面、環境経営面でも好ましくないのではないのでしょうか。</p> <p>今後は季節の変わり目で公衆トイレの便座のヒーターのOFF/ONを適切に管理頂くとともに、日々の定期清掃の際に便座の設定が変わっていないかを確認するなど運用管理方法の再点検を要望します。</p>	<p>御指摘いただきました朝霞台駅北口における公衆トイレ男性用個室の便座ヒーターについては、御指摘のとおり夏場では不快であることや省エネルギーの観点からも適切な温度調節を行うことが望ましいものと思います。そのため、8月2日に現地を確認し、室温が26℃以上になると便座の保温を切るよう再設定しました。</p> <p>また、誤操作や故障によって設定が機能しない場合もありますので、日常的な清掃の際に便座が適切な温度になっているか確認するようにします。</p>	道路整備課
8月2日	<p>朝霞市内の街路樹を増やしていただきたいです。街路樹のある歩道も夏前に丸刈りのように剪定されたり、所々にしかなく徒歩で移動する者にとっては大変つらいです。</p> <p>また、朝霞市内の公共の施設の駐車場に樹木を増やしていただきたいです。駐車場の周りだけではなく、駐車スペースにも木陰を作る樹木を植えてほしいです。</p>	<p>市では、みどりの充実及び夏場の暑さ対策として、公共施設の敷地の緑化等を進めていて、公共施設の新設や駐車場の改修等の際には、樹木による緑化を関係課へ働きかけていきたいと考えています。</p> <p>次に、街路樹は、適切な管理がなされないと、樹冠が拡大して道路の信号機や道路標識の視認性が低下し危険を招いたり、樹勢が悪化して倒伏の危険性が生じたり、大経木化に伴って根系が舗装を持ち上げ通行に危険が生じたりする場合があります。</p> <p>そのようなことから、街路樹は育成と整理の両面から、路線の周辺状況に応じて、適切な管理の在り方を常に考慮し、剪定の手法等、きめ細やかな管理を行っていきたく思います。</p> <p>また、川越街道の街路樹については、埼玉県朝霞県土整備事務所が維持管理を行っていますので、頂いた御意見については、道路相談担当に伝えました。</p>	道路整備課 みどり公園課
8月14日	歩道のブロックの段差を無くしてほしいです。	<p>御指摘いただいた歩道のブロックの段差ですが、これは国土交通省が示す歩道の一般的構造に関する基準により、視覚障害者の方が、歩道と車道の境界部を杖などにより、容易に認知できるよう2cmの高さを標準として、設けているものです。しかし一方では、これを踏まえずとも高齢者やベビーカー、車椅子利用者の方など様々な歩道利用者の意見を踏まえることが望ましいとされており、市としても、市民の方からの様々な御意見をいただきながら、歩道の段差については、都度対応しているところです。</p>	道路整備課
8月28日	<p>根岸台自然公園について、木々の「なら枯れ」の伝染が酷く進行しており虫による病害があります。環境の緑を守ることに税金を使うべきではないでしょうか。</p>	<p>なら枯れについては、近年全国的に広がりを見せていて、埼玉県内においても令和元年に新座市で被害が確認され、現在も被害地域が拡大している状況です。</p> <p>朝霞市内においても、公園や緑地でなら枯れによる被害木が確認されていて、根岸台自然公園をはじめとする市内の公園や緑地等において、樹木の調査を実施し、周囲に被害を及ぼす危険性の高い被害木から順次、伐採及び燻蒸処理を実施しているところです。</p> <p>なら枯れの被害は、概ね5年程度をピークに収束に向かい、その後は自然に再生すると考えられていることから、市としては、落枝や倒木による人的・物的被害が発生しないよう、引き続き関係機関と連携し対策を講じていきます。</p>	みどり公園課
9月1日	<p>六道第二公園の水道についてですが、蛇口の閉め方が甘く、ほぼ毎日水が少しずつ流れている状態です。</p> <p>あえて少し流している、ということはあるのでしょうか。また、捻っている間だけ水が出る蛇口に交換していただくことは可能でしょうか。その予定はありますでしょうか。</p>	<p>電話にて回答 現場確認し蛇口の交換を行ったことを説明しました。</p>	みどり公園課
9月11日	<p>1. 弁財坂下交差点から厚生病院へ向かうコンビニの手前カーブ部の斜面から雑草が道路側へ伸びてきています。昨年も依頼してから草刈りされましたが、依頼する前から対策は出来ないのでしょうか。</p> <p>2. 埼玉県警察の旧北浦宿舎前の雑草が歩行者通路にはみ出して危険です。ここは通学路にもなっていますが、緑の路側帯をはみ出さないと歩けない状況です。事故が起きる前に対応をお願いします。</p>	<p>斜面の雑草については、土地所有者より、9月16日に除草を行うとの報告を受け、作業が完了していることを確認しました。当該地については、民地であり、市では除草をすることはできないことから、土地所有者に対しまして、改めて今後早めに対応するようお願いしました。</p> <p>旧北浦宿舎前の雑草については、職員が現地確認を行い、すぐに業者へ除草を依頼し、9月16日に除草が完了しています。</p>	道路整備課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月11日	朝霞市の公園において、モルックというスポーツの禁止を検討いただきたいです。最近、朝霞市西原の北割公園でモルックというスポーツを行っている団体が増えていますが、これは朝霞市が公園利用を許可して実施しているものでしょうか。また、公園は公共性のある場所と理解していますが、一定の場所を占有して行うスポーツであり、公園で行うことは適切ではないと考えています。	公園でのモルックについては、現在のところ禁止行為とはしていませんが、安全を考慮した、譲り合っでの利用ができていない状況が巡回等により見受けられた際には、職員による呼びかけを行っていきたいと考えています。また、今回の御意見を受け、改めて他の利用者に配慮した利用を促すための横断幕を設置したところです。	みどり公園課
9月19日	あけぼの公園から公園そばのトンネルをくぐって左折し30mほど進んだところ、線路沿いのコンクリート塀の上に2mほどの木が生えています。坂をスピードを出して走ってくる自転車などが見にくく危ないため、切っていただきたいです。	御指摘いただいたコンクリート塀の上に生えている2mほどの木については、東武鉄道(株)所有の土地から生えているものと確認しました。東武鉄道(株)に御要望を申し伝えたと、対応をすることによって回答をいただきました。	道路整備課
9月25日	黒目川沿い土手の除草作業の予定を伺いたく思います。また、なるべく早期に除草を実施していただきたいと思えます。 (同様の意見 3件)	御指摘いただきました黒目川沿いの土手については、埼玉県管理となっています。市としても草が繁茂している状況は把握していたため、河川を管理する朝霞県土整備事務所に対し、当初の予定よりも早く除草を行うよう要望して、10月1週目以降に順次除草を始めるとの回答を得ました。	道路整備課
9月27日	栄町3丁目の歩道について、元々車道の幅が狭く、車両同士のすれ違いも歩道まではみ出してギリギリで行われている道路において、歩行者の危険を感じています。駅へ向かう通りである為、人通りは多く、死角から道路に飛び出すような該当箇所では何度も接触しそうな危険な場面を見えています。出来る限り早急に改善策を講じていただけませんか。	御指摘いただいた歩道について、歩行者の安全面の確保及び車への注意喚起のため、車道からの死角となっている箇所にラバーボールを設置するよう業者に依頼しました。また、市道の拡幅については、朝霞市道路整備基本計画に基づき、路線ごとの優先度や、沿道建築物の建替えがある場合、開発手続き条例に該当する事業がある場合などの機会を的確にとらえ、その都度土地所有者と交渉を行い、御協力を得られた箇所から順次整備を進めています。お問合せの市道673号線の該当区間については、市の道路整備基本計画において、道路幅員10mで整備する計画となっていますので、市としても、道路の拡幅に御協力いただけるよう、関係者と粘り強く協議を進めていきます。	道路整備課
10月4日	泉水や三原から溝沼へ徒歩で行くのが不便です。スーパーの前から下る坂が、水道局前の泉水坂に迂回するしかありません。朝霞市は高台から黒目川のある低い土地へ行く階段が何ヶ所ありますが、十小と三中付近にはありません。撤退した会社の横に小さな公園がありますが、そこから上に階段で道を作ることはできないでしょうか。	御要望の泉水山下児童遊園地ですが、そこから上の土地については朝霞市所有ではないこと、また児童遊園地の拡張等の計画もないことから、朝霞市で階段等を整備することは難しいものと考えています。	みどり公園課
10月19日	駐輪場を増やしてほしいです。	電話での回答 次のとおり回答しました。 朝霞駅東口周辺には、市でも自転車駐車を整備しており、地下自転車駐車場は満車になる事もありますが医療機関前の自転車駐車場は満車になることが殆どないこと。また、新たに自転車駐車を整備するには、用地の確保や整備に多額の費用を要することから現時点では難しいこと。	まちづくり推進課
10月19日	今年度、朝霞駅東口の中央通りにて、多めに雨が降ると、一部で全く水がはけず、大きな水たまり状態になってしまう様になってしまいました。車がスピードを落とさずに通過すると、全身ずぶ濡れになってしまいます。他の部分では水たまりにならないので、この部分の工事が上手くいかないのではないのでしょうか。是非対処ください。	朝霞駅東口前の中央通りについては、埼玉県が管理する県道と光志木線ではありますが、市としても現地を改めて確認し、管轄する朝霞県土整備事務所へ御意見を伝えました。	道路整備課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月21日	<p>滝の根公園の管理に根本的な問題があると思います。</p> <p>例えば、レーキで表土を削るように落葉を完全に除去しているのに、表土が削れ雨が降れば雨水は表土を削り泥水として流出しています。</p> <p>作業の方は木の根が露出しようが気にせずレーキでガリガリ作業するので、林床植物も根こそぎ無くなり、根が露出して弱った樹木は夏になると乾燥して枯れていっています。</p> <p>土の斜面をむき出しにすれば斜面が崩壊するのは常識なので、現状の管理は公園の環境管理というよりも環境破壊をさせている状況なのですが、市としてはどのようにお考えなのでしょうか。</p>	<p>現地で立会い回答</p> <p>清掃方法については、里山の管理方法とは異なるため、都市公園の維持管理に適した方法で実施していました。</p> <p>ただし、植物に影響がないように配慮することを改めて委託業者には指示しました。</p>	みどり公園課
11月22日	<p>朝志ヶ丘4丁目にあるコンクリート製の側溝が経年により、立て付けが悪くなっていて、自転車が通行するたびガタゴトと大きな音がして大変うるさく不快です。補修してください。</p> <p>また、旧宮戸交番のあった交差点は右折困難であるため、一日中断続的に渋滞を繰り返しています。警察と連携して、右折規制等対策を講じてください。</p>	<p>【側溝のがたつきについて】</p> <p>御指摘いただいた道路は、埼玉県が管理する県道となります。</p> <p>このため、現地確認の上、県道を管理する朝霞県土整備事務所に御要望をお伝えしました。その後の対応等については、朝霞県土整備事務所にお問合せください。</p> <p>【右折規制について】</p> <p>次に、旧宮戸交番前の交差点、現在の朝霞浄水場(西)交差点については、県道と光志木線の宮戸工区として埼玉県が施工しており、担当の朝霞県土整備事務所に伺ったところ、将来的には交差点改良を実施する計画がありますが、今年度中に志木市方面から浄水場に向けて、暫定的に右折避讓帯の設置を予定しているとのことでした。</p>	道路整備課 まちづくり推進課
11月28日	<p>北朝霞駅にある、病院やゴルフ場行きシャトルバスのバス停付近にベンチを設置してください。</p>	<p>病院行きシャトルバスやゴルフ場行きシャトルバス付近の歩道については、安全な歩行空間の確保や点字ブロックを塞ぐ可能性があるという観点からベンチの設置は難しいものと考えます。</p> <p>JR東日本にも敷地内へのベンチ設置について確認しましたが、点検溝や室外機を設置していて、維持管理上、ベンチ等で塞ぐことが好ましくないとの回答を得ました。</p>	道路整備課

基本構想を推進するために（その他）

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月29日	<p>（再掲） 公民館に切手をおいてほしいです。公民館の前の道路に照明が欲しいです。また、公民館内の外灯を太陽光にしてはどうでしょうか。市への意見・要望の用紙が使いづらいです。</p>	<p>切手については、郵便局をはじめ、コンビニエンスストア等でも購入することが可能となっています。そのため市内の全公民館で、用意はしていません。</p> <p>次に、ブックポストについては、公民館の休館日や図書室の開室時間前後においても返却できるよう道路に隣接した位置に設置してあります。ブックポスト周辺の照明灯については、ブックポスト前の道路が行き止まりで通り抜けできないため通過交通が非常に少なく、また、隣地に畑があることなどにより照明灯は設置していません。</p> <p>東朝霞公民館正面入口の反対側にある電柱に道路照明等を設置する方向で、前向きに検討していますが、畑付近での照明等設置については、畑の所有者様の同意や、光量設定等の確認事項が必要です。</p> <p>なお、市への意見・要望の用紙については、個人情報保護の観点から、記載した内容が見えないよう糊付けができる様式にしています。</p>	中央公民館 道路整備課 市政情報課
10月13日	<p>職員採用面接等では何を判断材料にしてるのでしょうか。公務員試験もペーパーテストをする意味はなんでしょうか。</p>	<p>本市では、例年、9月に職員採用試験を実施していて、令和5年度においても、第1次試験では筆記試験、第2次試験では面接試験及び集団討論、第3次試験では面接試験を行うこととしています。筆記試験は、市職員として必要な知識や適性を確認する手段として必要なものであると考え実施していますが、本市では、集団討論のほか、面接試験を複数回行うことにより人物重視の採用を行っています。</p>	職員課
11月6日	<p>朝霞台駅南口で議員が選挙活動をしていました。ロータリーの入り口を塞ぐように、たくさんのボードを並べていました。通路には、議員名と顔写真のポスターを貼付したボードを、通行を妨げるように設置していました。さらに、構造物のポールに、議員名ののぼり旗をくくりつけていました。公共の通路等で、通行等の妨げになっている以上、限度を越えていると思います。</p>	<p>政治活動等に伴う駅前広場の使用の際には、一般利用者の交通動線の確保に配慮いただくほか、使用者が重複する際には、譲りあつての御利用をお願いしています。また、街頭演説の際などで、机や椅子、スピーカー、看板、のぼり旗等の固定物を伴って活動を行う場合には、事前に道路整備課への駅前広場占用申請が必要となること、合わせて朝霞警察署への道路使用許可申請についても確認いただくようにしています。なお、このことについては、市議会議員選挙の立候補届出時に、駅前広場使用の際の注意事項を記載した文書を配布し、周知を図っています。</p>	道路整備課 選挙管理委員会事務局
11月9日	<p>（再掲） ①彩夏祭の開催時期を春か秋に変更してほしいです。 ②中央公民館のトイレの洋式を増やしてほしいです。 ③あさかの森とシンボルロードに、トイレと駐車場を十分に完備してほしいです。 ④ストリートテラスイベントで、ゴミステーションの表示案内をしてほしいです。また、設置数を増やしてほしいです。</p>	<p>彩夏祭の開催については、主催である朝霞コミュニティ協議会が決定するものとなっています。いただいた意見は、市民まつり実行委員会にお伝えします。</p> <p>2点目の中央公民館のトイレについては、1階は全て洋式となっていて、2階及び3階は、男女の個室に各1か所、1階から3階までの多目的トイレは洋式となっています。和式となっているトイレについても、洋式化する方向で進めています。</p> <p>次に、朝霞の森については、暫定的に国と管理委託契約を締結し、管理を行っていますが、契約で撤去が容易ではない構築物は設置できないとされていて、トイレは設置できない状況です。また、シンボルロードについては、道路法上の道路として整備していて、トイレや駐車場を整備することは難しい状況です。</p> <p>最後に、「ASAKA STREET TERRACE」でのゴミについては、持続可能な環境にやさしいイベントとしていくために、毎年、来場者に持ち帰るようお願いしていて、今回もゴミ袋を配布していました。イベント開催時のゴミの取扱いについては、ゴミステーションの設置も含めて、主催者であるあさかエリアデザイン会議と検討したいと考えています。</p>	地域づくり支援課 中央公民館 みどり公園課 まちづくり推進課

編集 朝霞市 市長公室 市政情報課
電話 048-463-1111 (内線 2316)
048-463-3163 (直通)